

伊賀地域森林計画変更計画書 (伊賀森林計画区)

令和5年12月変更

計画期間 自 令和4年(2022年)4月1日
至 令和14年(2032年)3月31日

三重県

まえがき

この地域森林計画の変更は、森林法（昭和26年6月26日法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、下記の事項を変更するものです。

記

II 計画事項

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

- 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
 - (1) 森林の整備及び保全の目標
 - (2) 森林の整備及び保全の基本方針

第3 森林の整備に関する事項

- 1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)
 - (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針
- 2 造林に関する事項
 - (1) 人工造林に関する指針
 - (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針
- 3 間伐及び保育に関する事項
 - (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針
 - (2) 保育の標準的な方法に関する指針
- 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
 - (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針
 - (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針
 - (5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

第4 森林の保全に関する事項

- 1 森林の土地の保全に関する事項
 - (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

- (2) その他保健機能森林の整備に関する事項

第6 計画面積等

- 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積
- 2 間伐面積
- 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

目 次

II 計画事項

第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
	(1) 森林の整備及び保全の目標	1
	(2) 森林の整備及び保全の基本方針	1
第3	森林の整備に関する事項	
1	森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)	
	(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針	3
2	造林に関する事項	
	(1) 人工造林に関する指針	4
	(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	5
3	間伐及び保育に関する事項	
	(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	6
	(2) 保育の標準的な方法に関する指針	7
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	
	(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	8
	(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	8
	(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	9
第4	森林の保全に関する事項	
1	森林の土地の保全に関する事項	
	(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	10
第5	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	
	(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	11
第6	計画量等	
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	12
2	間伐面積	12
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	12

上記以外は令和4年1月7日公表の地域森林計画書のとおり

Ⅱ 計画事項

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する公益的機能及び木材等生産機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。

その際、生物多様性の保全及び地球温暖化防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の増加等の社会情勢の変化にも配慮します。また、近年の森林に対する県民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進します。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進します。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用にも取り組みます。

森林の有する主な機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能などの公益的機能及び木材等生産機能に分けられ、望ましい森林の姿は次のとおりとします。

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全の推進に当たっては、自然条件、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等に配意の上、多様な森林の整備及び保全を計画的に推進することとします。

伊賀森林計画区は、降水量が少なく、深層風化した花崗岩等や破砕帯などの脆弱な地質から成る山地が多いため、スギ・ヒノキ等の育成単層林の適切な除伐・間伐の実施や適確な更新の確保について、山地災害防止機能／土壤

保全機能の維持増進に配慮して計画的に実施するとともに、花粉発生源対策の加速化・自然条件等に応じた広葉樹林化や針広混交の育成複層林の造成を推進することとします。また、下流平野部に人口の集中した都市が形成されている河川の上流の水源山地においては、育成複層林への誘導又は長伐期化を推進し、水源の涵養等の公益的機能の維持増進を図ります。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを目的として、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案して行うものとします。

なお、立木の伐採の標準的な方法は、伐採を行う際の模範として、市町村森林整備計画で定めるものとします。

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。

主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。

また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定します。

伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮します。

なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮したものとします。

さらに、林地の保全や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

上記に定めるものに加え、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採に関する事項を踏まえること。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」を踏まえ、現地に適した方法により行うこととします。

上記事項を踏まえつつ、近年要請の高まっている花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替えの促進にも努めることとします。

2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案して人工造林又は天然更新によるものとします。特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとします。また、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとします。

また、更新にあたっては、花粉発生源対策の加速化を図るため、成長に優れ、花粉の少ない特定苗木や少花粉スギなどの苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとします。

なお、造林の標準的な方法は、造林を行う際の模範として、市町村森林整備計画で定めるものとします。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

スギ、ヒノキ、マツ類等を主体とするものの、適地適木や郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに、木材の利用状況にも配慮した樹種を選定します。また、花粉発生源対策の加速化に向け、特定苗木や少花粉スギなどの苗木の導入やその確保に努めることとします。

なお、人工造林の対象樹種は、人工造林を行う際の樹種選択の規範として、市町村森林整備計画で定めるものとします。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

森林の適確な更新を図るとともに、効率的な施業を実施するため、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとします。

また、通年植栽が可能となるコンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めるものとします。

①人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、地域の状況を踏まえ、生産目標や森林の公益的機能の維持増進等を考慮して、仕立ての方法別に次の本数を標準として定めることとします。

表 14 単層林の植栽本数

樹種	仕立て方法	植栽本数（本/ha）
スギ・ヒノキ	疎仕立て	2,000
	中仕立て	3,000
	密仕立て	5,000

- ・なお、植栽本数を減じる場合は、1,000本/haを下限とします。
- ・疎仕立てについては、木材の生産目的を考慮して選定し、前生林分の成長状態等を参考に良好な成長が期待できる場所での植栽を基本とします。
- ・また、市町村森林整備計画で定める標準的な植栽本数によらないで植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町の林務担当課と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとします。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木や天然更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫害及び鳥獣害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐実施箇所における天然更新の状況等を勘案し、天然力による更新が期待できないものについては、原則として「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として市町村森林整備計画において、以下の森林を基本とした基準を定め、所在を明らかにし、適切な対応を行うこととします。

- ①現況が針葉樹人工林
- ②母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも上方に存在しない
- ③周囲 100m以内に広葉樹林が存在しない
- ④林床に更新樹種が存在しない

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、既往の間伐方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めることとします。特に、高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意します。また、高性能林業機械の活用や列状間伐の実施など、施業の省力化・効率化に努めることとします。

【間伐の標準的な施業体系】

一般的な施業体系は、下記の表を参考とする。

なお、この表は、目安を示したものであり、実施にあたっては画一性を排除し、必要に応じて行うこととします。

表 15 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法
			初 回	2回目	3回目	4回目	5回目	
スギ	疎仕立て	2,000本	25～	40～	-	-	-	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。
ヒノキ	疎仕立て	2,000本	25～	40～	-	-	-	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。
スギ	中仕立て～ 密仕立て	3,000本～	15～	25～	35～	55～	75～	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。

ヒノキ	中仕立て～ 密仕立て	3,000本～	15～	25～	35～	55～	75～	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。
-----	---------------	---------	-----	-----	-----	-----	-----	--

- ・なお、植栽本数を1,000～2,000本/haとする場合は、林分の状況に応じ、初回及び2回目の間伐を省略するなど、間伐回数を減じることも可能とします。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

【保育の標準的な施業体系】

一般的な施業体系では、下刈り7～10回、除伐3～5回、つる切り1～2回、枝打ち3～6回行います。

なお、この表は、目安を示したものであり、実施にあたっては画一性を排除し、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、必要に応じて行うこととします。

表 16 保育の標準的な施業体系

作業の種類	作業の時期 (林齢)	作業の方法	回数	季節
下刈り	1	手刈り、機械刈り	年1回	7～9月
	2～3		年1～2回	6～10月
	4～10		年1回	7～9月
つる切り	8～12	手刈り	1～2回	6～8月
除伐	8～14	チェーンソー等	1回	随時
	15～20		1回	随時
	21～25		1回	随時
枝打ち	7～10	枝打ち用具	1～2回	冬季
	11～17	枝打ち用具、機械	1～2回	冬季
	18～25		1～2回	冬季

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

林業の収益性が低迷する中、森林資源は利用期を迎えており、主伐・再造林や搬出間伐の促進が求められています。

これを円滑に実施するには施業地の集約化や施業の効率化等が必要となることから、森林施業の共同実施、路網の整備・維持運営等を内容とする施業実施協定の締結や、森林経営の長期受委託による森林経営規模の拡大等を推進することとします。

具体的には、県、市町、森林組合等による地域協議会の開催や森林所有者等への普及啓発活動を積極的に行うほか、意欲ある森林所有者、森林組合、民間事業者に対し、長期の受委託に必要な情報の提供及び公開並びに助言及びあっせんなどを推進します。

市町は、森林施業の指導・監督の主導的役割を果たすほか、森林組合又は事業者等と連携して森林整備、森林施業の共同化の推進を図るものとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者等の情報を整備・提供するほか、森林組合等による施業内容や収支を明示した提案型施業の普及及び定着を促進するものとします。また、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図るものとします。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

三重県の林業就業者は年々減少を続けているとともに、現在従事している作業者についても若返りの傾向がみられるものの、依然として高齢者が高い割合を占めています。

健全な森林を維持するとともに、主伐を促進し木材生産量を増大させていくためには、新たな林業就業者の確保及び養成と架線集材などの高度な技術の伝承が必要不可欠です。

新規雇用の促進と就業者の定着を図るために、通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、他産業並みの労働条件の確保等、雇用管理の改善を図るとともに、就業希望者への情報の提供や定住化のための住宅の提供など、就業環境の整備、各種社会保障制度の充実、技術向上のための研修、技能等の客観的評価の促進などの条件整備を推進することとします。

新たに林業に就業する者の確保及び養成については、就業相談会の開催や

就業体験等を実施するほか、「みえ森林・林業アカデミー」において、次代を担う林業人材の育成のため、主に既就業者を対象とした基本コースや、専門的、実践的な知識や技術を学べる選択講座等を運営するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入など林業従事者の裾野の拡大や女性の活躍・定着、外国人材の適正な受け入れ等に努めます。

また、関係者が一体となって年間を通じて安定的な事業量を確保できるよう努めるほか、経営の多角化や合併・協業化、生産性の向上等による事業の合理化を促進するとともに、経営方針の明確化や生産管理手法の導入などを通じた林業経営基盤の強化により、地域において長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体及び林業事業体を育成することとします。さらに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組みます。

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

木材加工・流通体制の整備については、地域の状況を踏まえ、森林所有者等から木材加工業者等に至る需要に応じた効率的で安定した取引関係の確立を促進します。

また、施設・設備の大型化・高性能化、複数の中小工場の連携による生産の効率化、木材生産者や木材加工業者、工務店等が連携した取組等による加工・流通コストの低減や供給ロットの拡大、合法伐採木材の流通及び利用等を通じ、需要者のニーズに即して木材製品を安定的に供給し得る体制の整備を地域一体となって推進するよう努めるとともに、地域における熱利用及び熱電併給等に向けた関係者の連携等を促進します。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石の切取、盛土等土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意し、土地の形質の様態、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施区域の選定を行うとともに、土石の切取、盛土を行う場合には法面の安定を図り、必要に応じ法面保護のため、法面緑化工、土留工等の施設を設け、その他の土地の形質の変更の場合には、その様態に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等保全措置を講じることとします。この際、再生可能エネルギー発電施設の設置については、その特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準やガイドラインに留意するとともに、地域住民への理解に配慮することとします。

また、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき県が指定する規制区域の森林においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際は技術的基準を遵守させるなど、盛土等に伴う災害の防止に努めます。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、当該森林の自然条件、地域の実情、森林レクリエーションの動向、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行うこととします。

また、市町村森林整備計画において、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高））を定めることとします。

なお施設は周囲の景観との調和を図るため、木材、ウッドチップなどの自然素材を使用することを基本とし、現地発生材や県産材を積極的に使用するものとします。また、施設においては森林に関する展示などを行い、来訪者が森林文化を学べるよう配慮することとします。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	494	482	12	137	125	12	357	357	0
前半5カ年の計画量	230	225	5	60	55	5	175	175	0

2 間伐面積

単位 面積：ha

区分	間伐面積
総数	7,229
前半5カ年の計画量	3,373

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	608	164
前半5カ年の計画量	269	71